

平成 21 年 7 月 17 日

## 学校教育における漢字指導と常用漢字について

横浜国立大学 高木展郎

## 1. 平成11年版 学習指導要領に掲載されている漢字について

## 【小学校学習指導要領 国語】

〔第1学年及び第2学年〕

## 2 内容

〔言語事項〕

- (1) 「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。

## イ 文字に関する事項

- (ア) 平仮名及び片仮名を読み、書くこと。また、片仮名で書く語を文や文章の中で使うこと。
- (イ) 第1学年においては、別表の学年別漢字配当表（以下「学年別漢字配当表」という。）の第1学年に配当されている漢字を読み、漸次書くようにすること。
- (ロ) 第2学年においては、学年別漢字配当表の第2学年までに配当されている漢字を読むこと。また、第1学年に配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、第2学年に配当されている漢字を漸次書くようにすること。

〔第3学年及び第4学年〕

## 2 内容

〔言語事項〕

## イ 文字に関する事項

- (ア) 第3学年及び第4学年の各学年においては、学年別漢字配当表の当該学年までに配当されている漢字を読むこと。また、当該学年の前の学年までに配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、当該学年に配当されている漢字を漸次書くようにすること。
- (イ) 漢字のへん、つくりなどの構成についての知識をもつこと。

〔第5学年及び第6学年〕

## 2 内容

〔言語事項〕

## ア 文字に関する事項

- (ア) 第5学年及び第6学年の各学年においては、学年別漢字配当表の当該学年までに配当されている漢字を読むこと。また、当該学年の前の学年までに配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、当該学年に配当されている漢字を漸次書くようにすること。
- (イ) 仮名及び漢字の由来、特質などについて理解すること。

第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い

2 第2の各学年の内容の〔言語事項〕については、次のとおり取り扱うものとする。

(3) 漢字の指導については、第2の内容に定めるほか、次のとおり取り扱うこと。

ア 学年ごとに配当されている漢字は、児童の学習負担に配慮しつつ、必要に応じて、当該学年以前の学年又は当該学年以降の学年において指導することもできること。

イ 当該学年より後の学年に配当されている漢字及びそれ以外の漢字を必要に応じて提示する場合は、振り仮名を付けるなど、児童の学習負担が過重にならないよう配慮すること。

ウ 漢字の指導においては、学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とすること。

学年別漢字配当表

第一学年	一右雨円王音下火花貝学気九休玉金空月犬見五口枝 左三山子四糸字耳七車手十出女小上森人水正生青夕 石赤千川先早草足村大男竹中虫町天田土二日入年白 八百文木本名目立力林六(80字)
第二学年	引羽雲園遠何科夏家歌画回会海絵外角楽活間丸岩顔 汽記帰弓牛魚京強教近兄形計元言原戸古午後語工公 広交光考行高黄合谷国黒今才細作算止市矢姉思紙寺 自時室社弱首秋週春書少場色食心新親図数西声星晴 切雪船線前組走多太体台地池知茶昼長鳥朝直通弟店 点電刀冬当東答頭同道読内南肉馬売買麦半番父風分 聞米歩母方北毎妹万明鳴毛門夜野友用曜来里理話 (160字)
第三学年	悪安暗医委意育員院飲運泳駅央横屋温化荷界開階寒 感漢館岸起期客究急級宮球去橋業曲局銀区苦具君係 軽血決研鼎庫湖向幸港号根祭皿仕死使始指齒詩次事 持式実写者主守取酒受州拾終習集住重宿所暑助昭消 商章勝乗植申身神真深進世整昔全相送想息速族他打 对待代第題炭短談着注柱丁帳調追定庭笛鉄転都度投 豆島湯登等動童農波配倍箱畑発反坂板皮悲美鼻筆氷 表秒病品負部服福物平返勉放味命面問役薬由油有遊 予羊洋葉陽様落流旅両緑礼列練路和(200字)

<p>第 四 学 年</p>	<p>愛案以衣位困胃印英榮塩億加果貨課芽改械害街各覚 完官管関観願希季紀喜旗器機議求泣救給拳漁共協鏡 競極訓軍郡徑型景芸欠結建健験固功好候航康告差菜 最材昨札刷殺察参産散残士氏史司試児治辞失借種周 祝順初松笑唱焼象照賞臣信成省清静席積折節説浅戦 選然争倉巢束側続卒孫帶隊達単置仲貯兆腸低底停的 典伝徒努灯堂働特得毒熱念敗梅博飯飛費必票標不夫 付府副粉兵別辺変便包法望牧末満未脈民無約勇要養 浴利陸良料量輪類令冷例歴連老勞録(200字)</p>
<p>第 五 学 年</p>	<p>庄移因永嘗衛易益液演忘往桜恩可仮価河過賀快解格 確額刊幹慣眼基寄規技義逆久旧居許境均禁句群経潔 件券険検限現減故個護効厚耕鉦構興講混査再災妻採 際在財罪雑酸賛支志枝師資飼示似識質舎謝授修述術 準序招承証条状常情織職制性政勢精製税責績接設舌 絶銭祖素総造像増則測属率損退貸態団断築張提程適 敵統銅導徳独任燃能破犯判版比肥非備俵評貧布婦富 武復複仏編弁保墓報豊防貿暴務夢迷綿輸余預容略留 領(185字)</p>
<p>第 六 学 年</p>	<p>異遺域宇映延沿我灰掀革闊割株干卷看簡危机揮貴疑 吸供胸郷勤筋系敬警劇激穴絹権憲源巖己呼誤后孝皇 紅降鋼刻穀骨困砂座濟裁策冊蚕至私姿視詞誌磁射捨 尺若樹収宗就衆従縦縮熟純処署諸除将傷障城蒸針仁 垂推寸盛聖誠宣專泉洗染善奏窓創装層操蔵臈存尊宅 担探誕段暖値宙忠著片頂潮賃痛展討党糖届難乳認納 脳派拝背肺俳班晚否批秘腹奮並陛閉片補暮宝訪亡忘 棒枚幕密盟模訊郵優幼欲翌乱卵覧裏律臨朗論(181字)</p>

(平成元年3月15日告示)

- ・「学年別漢字配当表」の初出は、昭和33年度版学習指導要領
- ・「学年別漢字配当表」は、楷書体を筆写体風に修正した字形を標準として示している。

## 【中学校学習指導要領 国語】

〔第1学年〕

### 2 内容

〔言語事項〕

(2) 漢字に関する次の事項について指導する。

ア 小学校学習指導要領第2章第1節国語の学年別漢字配当表（以下「学年別漢字配当表」という。）に示されている漢字に加え、その他の常用漢字のうち250字程度から300字程度までの漢字を読むこと。

イ 学年別漢字配当表の漢字のうち900字程度の漢字を書き、文や文章の中で使うこと。

〔第2学年及び第3学年〕

### 2 内容

〔言語事項〕

(2) 漢字に関する次の事項について指導する。

ア (第2学年) 第1学年までに学習した常用漢字に加え、その他の常用漢字のうち300字程度から350字程度までの漢字を読むこと。

(第3学年) 第2学年までに学習した常用漢字に加え、その他の常用漢字の大体を読むこと。

イ (第2学年) 学年別漢字配当表の漢字のうち950字程度の漢字を書き、文や文章の中で使うこと。

(第3学年) 学年別漢字配当表に示されている漢字を書き、文や文章の中で使うこと。

## 【高等学校学習指導要領】

### 第1 国語表現Ⅰ

#### 3 内容の取扱い

(4) 指導に当たっては、常用漢字の読みに慣れ、主な常用漢字が書けるようになるよう留意する。

### 第3 国語総合

〔言語事項〕

話すこと・聞くこと、書くこと及び読むことの指導を通して、次の事項について指導する。

ウ 常用漢字の読みに慣れ、主な常用漢字が書けるようになること。

## 2. 平成20年版 学習指導要領の漢字について

### 【小学校学習指導要領 国語】

〔第1学年及び第2学年〕

#### 2 内容

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

ウ 文字に関する事項

- (イ) 第1学年においては、別表の学年別漢字配当表（以下「学年別漢字配当表」という。）の第1学年に配当されている漢字を読み、漸次書き、文や文章の中で使うこと。
- (ウ) 第2学年においては、学年別漢字配当表の第2学年までに配当されている漢字を読むこと。また、第1学年に配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、第2学年に配当されている漢字を漸次書き、文や文章の中で使うこと。

〔第3学年及び第4学年〕

#### 2 内容

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

ウ 文字に関する事項

- (イ) 第3学年及び第4学年の各学年においては、学年別漢字配当表の当該学年までに配当されている漢字を読むこと。また、当該学年の前の学年までに配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、当該学年に配当されている漢字を漸次書き、文や文章の中で使うこと。
- (ウ) 漢字のへん、つくりなどの構成についての知識をもつこと。

〔第5学年及び第6学年〕

#### 2 内容

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

ウ 文字に関する事項

- (ア) 第5学年及び第6学年の各学年においては、学年別漢字配当表の当該学年までに配当されている漢字を読むこと。また、当該学年の前の学年までに配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、当該学年に配当されている漢字を漸次書き、文や文章の中で使うこと。
- (イ) 仮名及び漢字の由来、特質などについて理解すること。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の各学年の内容の〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ 漢字の指導については、第2の内容に定めるほか、次のとおり取り扱うこと。

- (ア) 学年ごとに配当されている漢字は、児童の学習負担に配慮しつつ、必要に応じて、当該学年以前の学年又は当該学年以降の学年において指導することもできること。
- (イ) 当該学年より後の学年に配当されている漢字及びそれ以外の漢字については、振り仮名を付けるなど、児童の学習負担に配慮しつつ提示することができること。
- (ウ) 漢字の指導においては、学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とすること。

## 【中学校学習指導要領 国語】

### 〔第1学年〕

#### 〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

- (1) 「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。

#### ウ 漢字に関する事項

- (ア) 小学校学習指導要領第2章第1節国語の学年別漢字配当表（以下「学年別漢字配当表」という。）に示されている漢字に加え、その他の常用漢字のうち250字程度から300字程度までの漢字を読むこと。  
(イ) 学年別漢字配当表の漢字のうち900字程度の漢字を書き、文や文章の中で使うこと。

### 〔第2学年〕

#### 〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

- (1) 「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。

#### ウ 漢字に関する事項

- (ア) 第1学年までに学習した常用漢字に加え、その他の常用漢字のうち300字程度から350字程度までの漢字を読むこと。  
(イ) 学年別漢字配当表に示されている漢字を書き、文や文章の中で使うこと。

### 〔第3学年〕

#### 〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

- (1) 「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。

#### ウ 漢字に関する事項

- (ア) 第2学年までに学習した常用漢字に加え、その他の常用漢字の大体を読むこと。  
(イ) 学年別漢字配当表に示されている漢字について、文や文章の中で使い慣れること。

## 【高等学校学習指導要領】

### 第1 国語総合

#### 〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

- (1) 「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。

#### ウ 漢字に関する事項

- (ア) 常用漢字の読みに慣れ、主な常用漢字が書けるようになること。

### 3. 都道府県名漢字について

岡、熊、茨、栃、埼、梨、阜、奈、阪、媛、鹿 (11字)

【小学校学習指導要領 社会】(平成20年版)

第2 各学年の目標及び内容

[第3学年及び第4学年]

2 内容

(6) 県(都、道、府)の様子について、次のことを資料を活用したり白地図にまとめたりして調べ、県(都、道、府)の特色を考えるようにする。

ア 県(都、道、府)内における自分たちの市(区、町、村)及び我が国における自分たちの県(都、道、府)の地理的位置、47都道府県の名称と位置

イ 県(都、道、府)全体の地形や主な産業の概要、交通網の様子や主な都市の位置

ウ 県(都、道、府)内の特色ある地域の人々の生活

<参考>

以下の字は、下記のように配当されている。

例 分(2年)、神(3年)、愛(4年)、児(4年)、良(4年)、城(6年)、  
岐(中学)、滋(中学)等。

\* すべてを4年生で学習するという考えは、現行の配当学年を変えることになるので、現時点では無理がある。5年、6年、中学の配当漢字が以下のように存在する。(群、賀、潟、徳、崎、沖、縄など)

### 4. 学校教育の立場から見た常用漢字

- 子供たちは、学校教育を通して、漢字を習得しているという事実
- 子供たちが活字として漢字に出会うのは、教科書。そして、それを次に手で書くようになる。したがって、教科書の字体と学習する際の手書きの字形が異なることの影響は大きい。

(1) 字体に関しては、統一した方が教育活動に混乱をもたらさない。

① 学習には、基準が必要。

現在、この基準は「学年別漢字配当表」

② 教科書用漢字字体と、学習における手書きの問題。

- ・画数の違い
- ・明朝体活字と筆写体活字との違い
- ・画数とデザイン等で、これまでと違う恐れがある

(2) 教育上、学習指導上指導が難しい漢字

- ・淫、賭、呪、艶
- ・鬱 籠

(3) 日常生活上の漢字(社会一般で用いられている漢字)と、学習漢字との乖離への配慮。

(4) 字数が増えることへの学習者の負担

(5) 学校教育における漢字指導の現状と実体の把握